金沢市経済局労働政策課

金沢市中小企業 男性育児休業 取得支援 助成金



男性労働者の育児休業取得を促進する 市内中小企業に、助成金を支給します！

- 対象：本社が金沢市内にある中小企業
- 第1種助成金　10万円　（1企業1回限り）

主な要件　国の両立支援等助成金（出生時両立支援コース第1種）の支給決定を受け、連続または、分割して2回取得した合計が4週間以上の育児休業を取得した場合

- 第2種助成金　30万円

主な要件　男性労働者の育児休業取得率が、前年度と比較して30％以上上昇している場合

詳細は裏面をご覧ください

助成金の主な内容

【対象事業主】

1. 常時雇用する労働者が300人以下である企業、法人等である
2. 雇用保険適用事業主である
3. 就業規則又は労働協約に育児休業の規定を設けている
4. 本市の啓発事業への協力に同意する

【申請期間】

- 第1種助成金　育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内

- 第2種助成金　育児休業終了日の翌日から1か月経過し、かつ第1種助成金申請年度の末日から3か月以内

【問い合わせ先】

金沢市経済局労働政策課
電話:(076)220-2199　　FAX:(076)260-7191
Email:roudou@city.kanazawa.lg.jp

申請方法等詳細については、『金沢市　はたらくサイト』をご確認ください

金沢市　はたらくサイト　中小企業男性育児休業取得支援助成金ページ

https://kanazawa-hataraku.jp/employer/kigyouikukyuu/?ref=employer